

萩市熱中症対策一時休憩所の登録等に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、熱中症による市民又はその他の者（以下「市民等」という。）の健康に係る被害の発生を防止するため、市内の施設を熱中症対策一時休憩所（以下「涼み処」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 涼み処とは、市が登録する運用期間に、暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設として、熱中症対策に資するために開設する施設をいう。

（登録の基準）

第3条 涼み処の登録することができる施設は、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- （1）適当な冷房設備を有する施設であること。
- （2）熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。
- （3）当該施設を管理する者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与するものではないこと。
- （4）政治活動、宗教活動その他特定の思想に関する活動を主たる目的とする施設でないこと。
- （5）公共良俗に反し、又はその恐れがある施設でないこと。
- （6）その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

（登録の申込）

第4条 涼み処の登録を受けようとする施設の管理者は、対象施設ごとに萩市熱中症対策一時休憩所（涼み処）申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（登録等）

第5条 市長は、前条の規定による申込書が提出されたときは、その内容を審査し、登録基準を満たす場合には、当該施設を涼み処として登録し、施設の管理者に登録証（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の規定による登録を受けた施設（以下、「登録施設」という。）は、市から配布される涼み処に関するポスター等を、見やすい位置に設置するものとする。

3 涼み処運用期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で、1年間更新されるものとする。

（登録簿）

第6条 市長は、登録施設に係る事項を登録簿に記載し公開するものとする。

（登録の変更、廃止及び抹消）

第7条 登録施設の管理者は、登録された内容に変更があるとき又は登録を廃止しようとするときは、萩市熱中症対策一時休憩所（涼み処）登録変更・廃止届（様式第3号）を市

長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により廃止届が提出されたときは、施設の管理者に萩市熱中症対策一時休憩所（涼み処）登録抹消通知書（様式第4号）により通知する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月 日から施行する。